

# 学校いじめ防止基本方針

徳島県立富岡西校等学校

## 1 いじめの理解（いじめ未然防止のための学校の姿勢）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

- 1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為」との意識を、学校教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。「いじめは許さない」という姿勢を日頃から示していく。
- 2) 被害者を学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示していく。
  - ・ 全校集会・年次集会・学校行事・ホームルーム活動（SHR含む）において、いじめ問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対許されない行為であることを指導する。
- 3) すべての教職員が組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築していく。
  - ・ 共通理解、同一歩調で温度差のない取り組みをする。

## 2 いじめの防止 日常の取組（積極的生徒指導）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

- 1) 人権教育を基盤とした指導、生徒の居場所づくり
  - ・ 道徳心の育成
  - ・ 仲間づくり
  - ・ 人権意識の高揚
- 2) 学習活動の充実
  - ・ 生徒にやる気を起こさせる授業実践
  - ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- 3) 日常の生徒指導の充実
  - ・ 一人一人の生徒理解
  - ・ 生徒・保護者との信頼関係づくり

〔個人面談、生徒へ声かけ、個人へのアプローチ、保護者連絡〕〔保護者からの相談を十分に聴く〕

  - ・ 学校環境づくり（落書きさせない・清掃・器物破損）
  - ・ 家庭や関係機関との連携
  - ・ 必要に応じてスクールカウンセラーとの連携
  - ・ 保護者への周知（PTA活動・文書連絡・年次通信・HR通信など）

### 3 いじめの早期発見（生徒の発するサインを見逃さない。）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校生活アンケートの実施・分析や教育相談の実施、担任や養護教諭とも連携し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

#### 1) 全教職員でチェック

- ・常に危機感を持つ。
- ・早期発見は難しいが、生徒からのサインを全教職員が見抜く努力をする。  
(ケガ等・言葉遣い・友人関係・多遅刻・多欠席・成績下降・保健室や職員室にくる回数が多い等)

#### 2) 個人面談・三者面談時に必ず確認する。

- ・情報交換（定期的に年次会等） ・学校生活アンケートの実施（6月・11月・2月）

### 4 いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### 1) 教員の対応（組織的対応をする。）報告・連絡・相談

- ・いじめの発見は被害者自身でなく、周りの生徒からの報告がほとんどである。
- ・被害者から、事情を聴く時は必ず複数で（複数対応）。
- ・組織での対応が生徒指導の大前提（情報共有）。
- ・被害者の同意を得て、加害者から状況を聞く。
- ・事実が明らかになったとき、保護者への連絡をする。  
(電話での連絡ではなく、必ず複数で家庭訪問する。)
- ・加害者側の意見もしっかり話を聞く。(弁明をさせる。弁解ではない。)
- ・グループ内の人間関係には十分に配慮する。(深刻な場合があることを認識する。)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1 <u>最悪の事態を想定</u> して対応               |
| 2 真摯に対応（生徒・保護者の訴え）                   |
| 3 素早く対応（初期対応） <u>1報は早く</u> → 2報 → 3報 |
| 4 誠意をもって対応                           |
| 5 組織で対応（報告・連絡・相談）                    |

### 5 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 6 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 7 組織（いじめ対策委員会）

校長・教頭

生徒指導課長・人権教育課長・教育相談課長・教務課長・特別活動課長・年次主任

養護教諭・担任・副担任・関係部活動顧問 その他関係の深い教職員

心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 スクールカウンセラー

## 8 いじめ問題が発生時の対応の流れ

いじめの訴え、いじめ問題の情報、いじめと思われる状況の発見 ・個別に話を聞き、複数の教員で対応。（情報収集）	
管理職への報告・連絡、事実確認等の対応決定 ・いじめの判断は一人ではない。 （組織でいじめか否かを判断する） ・教職員の共通理解・情報提供者に迷惑がかからないように配慮する。	
関係生徒からの事実の確認（情報収集） ・生徒の話は共感的に聞き、事実を的確につかむ。	
いじめ対策委員会において対応方針の決定 ・職員会での共通理解。 ・加害者・被害者への具体的な対応を検討する。 ・組織での対応。	
他の生徒への指導	関係機関との連携
いじめられた生徒、保護者への支援 ・被害者を徹底して全力で守りぬく。 ・家庭訪問を複数の教員で。 ・解決に向けて保護者とともに支援体制を作る。 ・カウンセリングなど継続支援を行う。専門家による心のケアなど。 ・保護者からの訴えや相談には、気持ちにより添い、全力を挙げて取り組む。	いじめた生徒、保護者への指導・対応 ・毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。 ・行った行為について十分に非を認めさせ、謝罪方法などを一緒に考える。 ・繰り返さないために、いじめの背景について考える。 ・家庭訪問を原則として複数教員で行い、十分説明し、理解と協力を得る。

## 9 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。

## 10 校内研修

教職員の共通理解を図るため、年間1回以上、いじめに焦点を当てた校内研修を実施する。

## 11 年間活動計画

月	活 動 内 容
4	・職員会議(いじめ防止基本方針・年間計画)・始業式・年次集会(いじめ防止指導) ・第1回 面接週間・対面式・学校安全の日
5	・阿南寮・下宿訪問・学校安全の日(街頭通学指導) ・年次会・阿南那賀海部生指協第1回幹事会・総会
6	・全校集会(いじめ防止指導)・学校安全の日・第2回面接週間・第1回特別面接 ・県生徒指導連絡協議会総会 ・学校生活アンケート①
7	・学校安全の日・年次集会・いじめ等についての研修会・夏季休業中生活指導 ・三者面談・終業式(いじめ防止指導) ・阿南那賀海部生指協第2回主事会・校外指導(夏季休業中校 外巡視)
8	・校外指導(夏季休業中校外巡視)・始業式・年次集会(いじめ防止指導)
9	・年次集会・学校安全の日・第3回面接週間・阿南那賀海部生指協第3回主事会
10	・全校集会(いじめ防止指導)・学校安全の日・第2回特別面接
11	・全校集会(いじめ防止指導)・学校生活アンケート②・学校安全の日 ・薬物乱用防止教室(1年次)・県生徒指導連絡協議会研究大会
12	・学校安全の日・終業式(冬季休業中生活指導)・年次集会(いじめ防止指導) ・いじめ等についての研修会
1	・始業式(いじめ防止指導)・学校安全の日・第4回面接週間 ・年次集会
2	・全校集会(いじめ防止指導)・学校生活アンケート③・学校安全の日 ・阿南那賀海部生指協第4回主事会・第2回幹事会・研究協議会
3	・学校安全の日・合格者説明会・春季休業中生活指導・終業式(いじめ防止指導) ・いじめ等についての研修会・阿南那賀海部生指協中高研究協議会・中学校訪問

## 12 取り組みの評価

いじめ問題の取り組みについて、PDCAサイクルを生かし、学校評価項目に加え、自校の取り組みを評価する。そして、各学期にいじめ対策委員会を開催、アンケートの結果を分析し取り組みや改善点について検証する。

### ※附則 いじめ防止対策推進法 第1条(目的)及び第2条(定義)とその解説

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(第2条の解説)「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成29年3月14日改定)より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である ※4。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

仲間はずれ、集団による無視をされる

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

金品をたかられる

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

平成26年4月1日施行

平成28年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂